

第二十一号議案

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十七号中「第一百三十三号」を「第一百二十八号」に改める。

別表危機管理防災部の項第四十号中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

別表保健医療部の項第九十号を次のように改める。

九十　毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条第二項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録の申請に対する審査	毒物劇物 製造業、 毒物劇物 輸入業又 は毒物劇物 物販売業 の登録申 請手数料	イ　毒物劇物製造業又は毒物劇物輸入業に 係る登録　　二万八千四百円 <input type="checkbox"/> 毒物劇物販売業に係る登録　　一万五千四百円
---	---	--

別表保健医療部の項中第九十一号及び第九十二号を削り、第九十三号を次のように改める。

審查	九十一　毒物及び劇物取締法第四条第三項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録の更新の申請に対する審査	イ　毒物劇物製造業又は毒物劇物輸入業に 係る登録の更新　　一万六百円 <input type="checkbox"/> 毒物劇物販売業に係る登録の更新　　六千八百円
----	--	--

別表保健医療部の項第九十四号及び第九十五号を削り、同項第九十六号中「毒物及び劇物取締法施行令第三十六条の七第一項第三号」を「毒物及び劇物取締法

第九条第二項において準用する同法第四条第一項」に改め、「(製剤製造業者等に係る申請に限る。)」を削り、「製剤製造業者等に係る毒物劇物製造業又は毒物劇物輸入業の登録変更申請手数料」を「毒物劇物製造業又は毒物劇物輸入業の登録変更申請手数料」に改め、同号を同項第九十二号とし、同項中第九十七号を削り、第九十八号を第九十三号とし、同項第九十九号中「毒物及び劇物取締法施行令」の下に「(昭和三十年政令第二百六十一号)」を加え、「の販売業」を「の製造業、輸入業又は販売業」に、「毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料」に改め、同号を同項第九十四号とし、同項第百号中「の販売業」を「の製造業、輸入業又は販売業」に、「毒物劇物販売業登録票再交付手数料」を「毒物劇物製造業、毒物劇物輸入業又は毒物劇物販売業の登録票書換え交付手数料」に改め、同号を同項第九十五号とし、同項中第一百一号を第九十六号とし、第百二号から第百三十二号までを五号ずつ繰り上げ、同項第百三十三号中「六千三百円」を「六千四百円」に改め、同号を同項第百二十八号とし、同項中第百三十四号を第百二十九号とし、第百三十五号から第百八十七号までを五号ずつ繰り上げる。

別表農林部の項第三十三号中「豚コレラ」を「豚熱」に改める。

別表都市整備部の項第百十三号金額の欄イ(3)①中「合計」の下に「(知事が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。)」から(6)まで及び第百十五号イ(3)において同じ。」を加え、同欄口(3)中「共同住宅」の下に「(知事が別に定めるものを除く。)」を加え、同欄口(3)において同じ。」を加え、同項第百十七号金額の欄口中「場合」の下に「(イ②に掲げる場合を除く。)」を加え、同欄口を同欄ハとし、同欄イ中「場合」の下に「(イ①に掲げる場合を除く。)」を加え、「(知事が別に定める算定方法によつて算定したものをいう。以下この号及び第百二十三号において同じ。)」を削り、同欄イを同欄口とし、同欄イとして次のように加える。

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第三十条第一項の認定又は同法第三十一条第一項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項又是第十三条第二項の規定による場合
- (一) 床面積の合計(知事が別に定める算定方法によつて算定したもの

をいう。以下この号及び第百二十三号において同じ。) が三百平方メートル未満のもの

一万千円

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの

三万千円

(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの

九万四千円

(4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの

十四万九千円

(5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの

十八万八千円

(6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの

二十三万五千円

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第二項又は第十三条第三項の規定による場合

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの

五千五百円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの

一万五千五百円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの

四万七千円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの

七万四千五百円

(五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの

九万四千円

(六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの

十一万七千五百円

別表都市整備部の項第百十八号金額の欄イ(2)中「合計」の下に「(知事が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(2)から(4)まで及びロ(2)、第百二十号イ(2)及びロ(2)並びに第百二十二号イ(2)及びロ(2)において同じ。)」を加え、同項第百二十二号中「ロ(2)」の下に「又は同号イ(3)及びロ(3)」を加え、同号金額の欄ハ(2)中「合計」の下に「(知事が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(2)から(4)までにおいて同じ。)」を加え、同項第百二十三号金額の欄ロ中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」を「イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」に改め、同欄ロを同

欄ハとし、同欄イ中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」を「イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」に改め、同欄イを同欄ロとし、同欄イとして次のように加える。

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第三十条第一項の認定又は同法第三十一条第一項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

- | | |
|--------------------------------------|---------|
| (1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの | 五千五百円 |
| (2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの | 一万五千五百円 |
| (3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの | 四万七千円 |
| (4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの | 七万四千五百円 |
| (5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの | 九万四千円 |
| (6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの | |

十一万七千五百円

第二条 埼玉県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表保健医療部の項第九十八号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関の」を「覚醒剤施用機関指定申請手数料」に、「覚せい剤施用機関指定申請手数料」を「覚醒剤施用機関指定申請手数料」に改め、同項第九十九号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤研究者の」を「覚醒剤研究者の」に、「覚せい剤研究者指定申請手数料」を「覚醒剤研究者指定申請手数料」に改め、同項第百号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料取扱者の」を「覚醒剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料取扱者指定申請手数料」を「覚醒剤原料取扱者手数料」に改め、同項第百一号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料研究者の」を「覚醒剤原料研究者指定申請手数料」に改め、同項第百二号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「基づく覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「基づく覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は

「覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証再交付手数料」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証再交付手数料」に改め、同項第百三号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤製造業者の」を「覚醒剤製造業者の」に、「覚せい剤製造業者指定申請経由手数料」を「覚醒剤製造業者指定申請経由手数料」に改め、同項第百四号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料輸入業者の」を「覚醒剤原料輸入業者の」に、「覚せい剤輸入業者の」に、「覚せい剤原料輸入業者指定申請経由手数料」を「覚醒剤原料輸入業者指定申請経由手数料」に改め、同項第百五号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料輸出業者の」を「覚醒剤原料輸出業者の」に、「覚せい剤原料輸出業者指定申請経由手数料」を「覚醒剤原料輸出業者指定申請経由手数料」に改め、同項第百六号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料製造業者の」を「覚醒剤原料製造業者の」に、「覚せい剤原料輸出業者指定申請経由手数料」を「覚醒剤原料製造業者指定申請経由手数料」に改め、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」の指定証再交付経由手数料」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉県手数料条例別表農林部の項の改正規定は公布の日から、第二条の規定はこの条例の施行の日又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 第二条の規定の施行の日がこの条例の施行の日と同日となるときは、第一条（埼玉県手数料条例別表農林部の項の改正規定を除く。以下同じ。）及び第二条の規定により改正される埼玉県手数料条例の規定は、第一条の規定によつてまず改正され、次いで第二条の規定によつて改正されるものとする。

令和二年二月二十日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

毒物及び劇物取締法の一部改正に伴い、毒物劇物製造業、毒物劇物輸入業又は毒物劇物販売業の登録申請手数料等に係る規定の整備等をしたいので、この案を提出するものである。

第二十二号議案

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「六千七百七十六人」を「六千八百五十七人」に改め、同項第九号中「二千四百十一人」を「二千四百二十八人」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

児童虐待防止対策体制及び災害対応体制の強化等に対処するため、職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「報酬が日額以外の方法によつて定められている職員又は報酬のない」を「前三号に掲げる者以外の」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由
地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、補償基礎額に関する規定の整備

をしたいので、この案を提出するものである。

第二十四号議案

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(損害賠償責任の一部免責)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この条において「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

一 地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この号及び次号において同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十三条第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 知事 六

ロ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 四

ハ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は地方公営企業の管理者 二

ニ 職員（地方警務官並びにロ及びハに掲げる職員を除く。） 一

二 地方警務官 地方自治法施行令第一百七十三条第一項第二号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 警察本部長 二

ロ イに掲げる地方警務官以外の地方警務官 一

（委任）

第二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

地方自治法の一部改正を踏まえ、知事等の県に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、県に対して賠償の責任を負う額の一部を免責することとしたいたいので、この案を提出するものである。

第二十五号議案

埼玉県職員の互助共済団体に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県職員の互助共済団体に関する条例（昭和四十年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「生命保険」の下に「及び損害保険」を加える。

附 則

この条例は、令和二年九月一日から施行する。

令和二年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

互助共済団体の会員である職員の給与から控除し、当該団体に払い込むことができる掛金等として、損害保険に係る保険料を追加したいので、この案を提出するものである。

第二十六号議案

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年埼玉県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の二条を加える。

（浄化槽管理士に対する研修）

第九条の二　浄化槽保守点検業者は、その浄化槽管理士に、知事の指定する者（以下「指定研修機関」という。）が行う浄化槽管理士に対する研修（以下「研修」という。）を第二条第二項に規定する有効期間が満了するまでの間に少なくとも一回以上受けさせなければならない。ただし、規則で定める浄化槽管理士については、この限りでない。

2　前項の規定は、浄化槽保守点検業者が自ら浄化槽管理士である場合について準用する。この場合において、「浄化槽保守点検業者は、その浄化槽管理士に」とあるのは「自らが浄化槽管理士である浄化槽保守点検業者は」と、「受けさせなければ」とあるのは「受けなければ」と読み替えるものとする。

第十三条の次に次の二条を加える。

（指定研修機関の指定）

第十三条の二　指定研修機関の指定は、規則で定めるところにより、研修を行おうとする者の申請により行う。

2　知事は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定研修機関の指定をしてはならない。

一　職員、設備、研修の実施の方法その他の事項についての研修の実施に関する計画が研修の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二　前号の研修の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3　知事は、第一項の申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定研修機関の指定をしてはならない。

- 一　申請者が一般社団法人又は一般財團法人以外の者であるとき。
- 二　申請者がその行う研修に関する業務（以下「研修業務」という。）以外の業務により研修業務を公正に実施することができないおそれがあるとき。

三　申請者が第十三条の八の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。

四　申請者の役員のうちに、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行

を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者があるとき。

(事業計画の認可等)

第十三条の三 指定研修機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第九条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定研修機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、知事に提出しなければならない。

(研修業務規程)

第十三条の四 指定研修機関は、研修業務の開始前に、研修業務の実施に関する規程（以下この条及び第十三条の八第二項第三号において「研修業務規程」という。）を定め、知事の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 研修業務規程には、研修を行う時間、場所及び方法その他の規則で定める事項を定めなければならない。

3 知事は、第一項の認可をした研修業務規程が研修業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、指定研修機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

第十三条の五 指定研修機関は、規則で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに研修業務に関する事項で規則で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第十三条の六 知事は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定研修機関に対し、研修業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(研修業務の休廃止)

第十三条の七 指定研修機関は、知事の許可を受けなければ、研修業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第十三条の八 知事は、指定研修機関が第十三条の二第三項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 知事は、指定研修機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて研修業務の全部若しくは一部の停止を命ずる

ことができる。

一 第十三条の二第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第十三条の三又は前条の規定に違反したとき。

三 第十三条の四第一項の認可を受けた研修業務規程によらないで研修業務を行つたとき。

四 第十三条の四第三項又は第十三条の六の規定による命令に違反したとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第十三条の九 第九条の二第一項、第十三条の三第一項、第十三条の四第一項又は第十三条の七の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(公示)

第十三条の十 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第九条の二第一項の規定による指定をしたとき。

二 第十三条の七の規定による許可をしたとき。

三 第十三条の八の規定により指定を取り消し、又は研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日から起算して三年を経過する日までの間に登録の有効期間が満了する浄化槽保守点検業者については、当該登録の有効期間が満了するまでの間は、改正後の第九条の二の規定は、適用しない。

令和二年二月二十日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

第二十七号議案

埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

埼玉県立精神保健福祉センター条例（平成十三年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「おいて自立訓練施設を利用した者又は医療等の提供を受けた者は、別表第一に定めるところにより」を「おいては、自立訓練施設を利用した者は別表第一に定めるところにより、医療等の提供を受けた者は別表第一の二に定めるところにより、「に改める。

第十条を第十八条とし、第九条の次に次の八条を加える。

（指定管理者による管理）

第十条 知事は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

- 一 第二条第二号及び第三号に掲げる業務のうち自立訓練施設に係る業務
- 二 自立訓練施設の施設（設備及び物品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第四条及び第五条（この条例に基づく規則又は当該規則に基づく命令に違反した場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者の指定の手続）

第十一条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に自立訓練施設の運営を行うことができること。
- 二 自立訓練施設の設置の目的を効果的に達成し、及び効率的な運営を行うことができること。

三 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

四 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるること。

(指定管理者の公表等)

第十二条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

- 2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第十三条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならぬ。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に自立訓練施設の運営を行うこと。

二 自立訓練施設の施設の維持管理を適切に行うこと。

三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

二 指定管理業務の実施に関し必要な事項

三 指定管理業務の事業報告に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、自立訓練施設の管理の適正を期するため必要な事項

(指定の取消し等)

第十四条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 指定管理業務又はその経理に関する知事の指示に従わないとき。

二 第十一条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

- 3 第十二条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

(指定管理者による施設の現状変更等)

第十五条 指定管理者は、自立訓練施設の施設の改修、増設その他の知事が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならぬい。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなつた施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第十六条 知事は、地方自治法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者に自立訓練施設の利用に係る料金（次項及び次条において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表第一に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(利用料金の納付等)

第十七条 自立訓練施設を利用した者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を納期限までに指定管理者に納付しなければならない。この場合においては、第六条の規定は、適用しない。

2 第八条及び第九条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第八条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用料又は手数料」とあるのは「知事の承認を得て、利用料金」と、第九条中「使用料及び手数料」とあるのは「利用料金」と、「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第六条、第十六条関係）

区分	金額
自立訓練及び短期入所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第一項に規定する特定費用として知事が別に定める額の合計額
一組一日につき	四一〇円

別表第一の次に次の一表を加える。
別表第一の二（第六条関係）

区 分	金 額
診 療 及 び 檢 查	<p>健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による定め又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定による療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額。ただし、労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）の適用を受けるものについては、厚生労働省労働基準局長が定めるところにより算定する。</p> <p>診療及び検査の項に規定する算定方法に準じて得た額の範囲内において知事が別に定める額</p> <p>診療及び検査の項に規定する算定方法に準じて得た額及び実費相当額の合計額の範囲内において知事が別に定める額</p> <p>ツベルクリン反応検査及び予防接種</p> <p>身体検査（試験検査を除く。）</p> <p>消 毒</p>

附 則
(施行期日)

- この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 改正後の埼玉県立精神保健福祉センター条例（以下「新条例」という。）第十

条第一項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例第十条第一項、第十二条及び第十二条第一項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 施行日から指定管理者に自立訓練施設の管理を行わせるときは、施行日前に改正前の埼玉県立精神保健福祉センター条例（以下「旧条例」という。）の規定により知事がした承認その他の行為（施行日以後の利用に係るものに限る。）又は知事に対してされた申請その他の行為（施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）は、施行日以後における新条例の適用について、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした承認その他の行為又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 施行日後に指定管理者に自立訓練施設の管理を行わせるときは、当該管理を開始する日前に旧条例又は新条例の規定により知事がした承認その他の行為（当該管理を開始する日以後の利用に係るものに限る。）又は知事に対してされた申請その他の行為（当該管理を開始する日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした承認その他の行為又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

令和二年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

埼玉県立精神保健福祉センターの設置の目的を効果的に達成するため、同センターのうち自立訓練施設の管理を指定管理者に行わせることができることとし、併せてその利用に係る料金を指定管理者の収入として收受させることができることとしたいので、この案を提出するものである。

第二十八号議案

地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例
(法第十九条の二第四項の条例で定める額)

第一条 県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八十九号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の理事長、副理事長、理事若しくは監事又は会計監査人（以下この条において「役員等」という。）の当該地方独立行政法人に対する損害を賠償する責任に係る同法第十九条の二第四項の条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第三条の二第一項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 理事長又は副理事長 六

二 理事 四

三 監事又は会計監査人 二

（委任）

第二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

地方独立行政法人法の一部改正を踏まえ、県が設立した地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定めたいので、この案を提出するものである。

第二十九号議案

埼玉県地方独立行政法人評価委員会条例

(名称)

第一条 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。次条において「法」という。）第十一条第一項の地方独立行政法人評価委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）として、次の表の下欄に掲げる地方独立行政法人に関する、それぞれ同表の上欄に掲げる名称の委員会を置く。

名 称	地 方 独 立 行 政 法 人
埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会	公立大学法人埼玉県立大学
埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会	地方独立行政法人埼玉県立病院機構

(所掌事務)

第二条 委員会は、法第十一条第二項第一号から第五号までに掲げる事務及びその他法の規定によりその権限に属させられた事項の処理のほか、次に掲げる事務（埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会にあつては、第三号に掲げるものに限る。）をつかさどる。

一 法第二十六条第一項に規定する中期計画の作成又は変更に係る認可に関し、知事の諮問に応じて意見を述べること。

二 法第二十八条第一項に規定する毎事業年度及び中期目標の期間における業務の実績に係る評価に関し、知事の諮問に応じて意見を述べること。

三 その他地方独立行政法人の業務運営に関する事項のうち知事が必要と認めるものに関し、意見を述べること。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年二月二十日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

県立病院の地方独立行政法人化に伴い、地方独立行政法人評価委員会に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

第三十号議案

埼玉県立高等看護学院条例の一部を改正する条例

埼玉県立高等看護学院条例（昭和四十八年埼玉県条例第五十四号）の一部を次の
ように改正する。

第六条に次の二項を加える。

2 知事は、学業が優秀で、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であると
認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者について、入学料を
減額し、又は免除することができる。

第七条第二項中「知事は、」の下に「学業が優秀で、かつ、経済的理由により授
業料の納付が困難であると認められる者その他」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第六条第二項の規定は、令和二年四月一日以後に埼玉県立高等看護学
院に入学又は転入学をした学生について適用する。

令和二年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴い、埼玉県立高等看護学院の
入学料を減額し、又は免除することができるようになるとともに、授業料の減額又
は免除に関する規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第三十一号議案

埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例及び埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院」を「知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するもの」に改める。

一 埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例（平成二十二年埼玉県条例第十六号）第二条第一項

二 埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年埼玉県条例第十五号）第八条第一号

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

医師法の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第三十二号議案

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十七条の二」に改める。

第二条第三号中「第二十六条第一項の」を「第二十五条の二に規定する」に改める。

第七条の二第一項中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改める。

第五章中第十八条の前に次の二条を加える。

（動物愛護管理員）

第十七条の二 法第三十七条の三第一項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置く。

2 前項の動物愛護管理員は、第九条第一項の規定による野犬等の収容、前条第一項の規定による立入検査及び質問その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行う。

附 則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。

令和二年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物愛護管理員について定める等したいので、この案を提出するものである。

第三十三号議案

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条中「第五十一条」を「第五十四条」に、「別表第二」を「別表」に改める。

第六条中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

第八条第一項中「第三条」を「食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）第六十六条の二第一項」に改める。

別表第一を削る。

別表第二第一号イ(1)〔〕中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同号イ(1)〔〕中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同号ロ(3)〔〕中「めん類製造業」を「麺類製造業」に、「乾めん類」を「乾麺類」に、「生めん類」を「生麺類」に、「ゆでめん類」を「ゆで麺類」に改め、同表を別表とする。

附 則

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。ただし、第四条及び第六条の改正規定並びに別表第二の改正規定（第一号イ(1)〔〕を改める部分に限る。）は、令和三年六月一日から施行する。

2 改正前の第三条の規定による管理運営の基準については、令和三年五月三十一日までは、なお従前の例による。

令和二年二月二十日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

食品衛生法等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第三十四号議案

埼玉県卸売市場条例を廃止する条例

埼玉県卸売市場条例（昭和四十六年埼玉県条例第七十七号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）

3 執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表埼玉県卸売市場審議会の項を削る。

（埼玉県証紙条例の一部改正）

4 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県卸売市場条例（昭和四十六年埼玉県条例第七十七号）の項を削る。

（埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正）

5 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号から第十七号までを二号ずつ繰り上げる。

令和二年二月二十日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

卸売市場法の一部改正に伴い、埼玉県卸売市場条例を廃止したいので、この案を提出するものである。

第三十五号議案

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

職員種別	学校種別	時制の課程に 限る。）	高等学校（定 時制の課程に 限る。）	県立高等学校 及び市町村立 高等学校（定 時制の課程に 限る。）	県立及び市町 村立の特別支 援学校	県立中学校及 び市町村立中 学校（義務教 育学校の後期 課程を含む。）	市町村立小学 校（義務教育 学校の前期課 程を含む。）
校長及び教員（副 校長、教頭、主幹 教諭、教諭、養護 教諭、助教諭、養 護助教諭及び講師 をいう。）	一、三九五 人	七、九七二 人	四、一五一 人	九、五一四 人	一六、四五二 人	課程を含む。）	市町村立小学 校（義務教育 学校の前期課 程を含む。）
その他の職員	四六八 人						
	五〇七 人						
	九九八 人						

附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間は、同項の表中「七、九七二人」とあるのは「八、〇三五人」と、「九、五一四人」とあるのは「九、六一八人」とする。

令和二年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

提 案 理 由

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員

第三十六号議案

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第八条の二 教育職員（学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この条において同じ。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する指針に基づき、教育職員の服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

第九条第二項中「前条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第九条の二第一項中「（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）」を削る。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年二月二十日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正を踏まえ、教育職員の業務量の適切な管理等を行うため、服務を監督する教育委員会が講すべき措置について必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

第三十七号議案

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例
埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五
十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表第三号中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

古物営業法の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するもの

である。

提 案 理 由

第三十八号議案

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、ヤードにおける盜難自動車等の保管及び解体の状況に鑑み、県内のヤードにおける自動車等の適正な取扱いを確保するためには必要な規制を行うことにより、自動車等の盜難の防止を図り、もつて県民の平穏な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 ヤード 自動車等の保管又は解体（自動車等から部品その他の物品を分離する行為又は自動車等の車体を切断する行為をいう。第四号及び第五条において同じ。）の用に供する施設（その敷地を含む。）のうち、塀、垣、柵、コンテナその他これらに類する囲いであって、みだりに人が立ち入るのを防止することができるものが当該施設の周囲に設けられたものをいう。

二 自動車等 自動車、原動機付自転車、自転車及び自動車部品であつて、公安委員会規則で定めるものをいう。

三 盗難自動車等 自動車等であつて、盜品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得されたものをいう。

四 ヤード内自動車等関連事業 ヤードにおいて行う自動車等の保管又は解体（公安委員会規則で定める規模未満のヤードにおいて行う自動車等の保管又は解体（業として行わないものに限る。）を除く。）であつて、輸出、譲渡又は引渡しを目的とするものをいう。

五 ヤード内自動車等関連事業者 ヤード内自動車等関連事業を行う者をいう。（ヤード内自動車等関連事業に係る届出）

第三条 ヤード内自動車等関連事業を行おうとする者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）は、あらかじめ、公安委員会規則で定めるところにより、ヤードごとに次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

二 ヤードの所在地

三 ヤードの規模及び設備の概要

四 その他公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者（次項及び第十条において「届出者」という。）

は、その届出に係る事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならぬ。

い。

3 届出者は、そのヤード内自動車等関連事業を休止し、若しくは廃止し、又は休止したヤード内自動車等関連事業を再開したときは、その日から三十日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

（相手方の確認）

第四条 ヤード内自動車等関連事業者は、ヤード内自動車等関連事業に係る自動車等を受け取ろうとする場合には、公安委員会規則で定める方法により、当該自動車等を引き渡そうとする者（以下この条及び第六条第一項第四号において「相手方」という。）について、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、当該各号に定める事項の確認をしなければならない。

一 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第六条

第一項第四号及び第十八条第一項において同じ。）名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びにヤード内自動車等関連事業者との間で現に自動車等の引渡しの任に当たっている個人の氏名、住所その他の公安委員会規則で定める事項

項

二 個人 氏名、住所その他の公安委員会規則で定める事項 （盜難自動車等の申告）

第五条 ヤード内自動車等関連事業者は、ヤード内自動車等関連事業に係る自動車等を受け取り、保管し、又は解体しようとする場合において、当該自動車等について盜難自動車等の疑いがあると認めるときは、直ちにその旨を警察官に申告しなければならない。

（記録の作成等）

第六条 ヤード内自動車等関連事業者は、ヤード内自動車等関連事業に係る自動車等を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項に関する記録（次項及び第十四条第二号において「取引記録」という。）を作成しなければならない。

一 取引の年月日

二 自動車等の品目及び数量

三 自動車等の特徴

四 相手方が法人である場合にあつては第四条第一号に定める事項、個人である場合にあつては同条第二号に定める事項

五 第四条の規定により行つた確認の方法

六 その他公安委員会規則で定める事項

2 ヤード内自動車等関連事業者は、取引記録をその作成の日から三年間、公安委員会規則で定めるところにより保存しておかなければならぬ。

(従事者名簿の備付け)

第七条 ヤード内自動車等関連事業者は、公安委員会規則で定めるところにより、ヤードごとに当該ヤードにおける業務に従事する者の名簿を備え、これに当該ヤードにおける業務に従事する者の氏名、住所その他の公安委員会規則で定める事項を記載しなければならない。

(土地等の譲渡等をしようとする者の責務)

第八条 県内に所在する土地又は建物（以下この条において「土地等」という。）の所有者は、当該土地等においてヤード内自動車等関連事業を行おうとする者（既に当該土地等においてヤード内自動車等関連事業を行つている者を含む。以下この項及び第三項において同じ。）に対し、当該土地等の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下この条において「譲渡等」という。）をしようとするときは、当該土地等の譲渡等に係る契約を締結する前に、当該契約の相手方に対し、当該土地等を盜難自動車等のヤード内自動車等関連事業の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。ヤードを設置した者が、ヤード内自動車等関連事業を行おうとする者に対し当該ヤードの譲渡等をしようとするときも、同様とする。

2 何人も、自己が譲渡等をしようとしている土地等が盜難自動車等のヤード内自動車等関連事業の用に供されることとなることを知つて、当該土地等の譲渡等をしてはならない。

3 ヤード内自動車等関連事業を行おうとする者に対し、土地等の譲渡等をしようとする者は、当該土地等が盜難自動車等のヤード内自動車等関連事業の用に供されることが判明し、又は供されたときに、当該譲渡等に係る契約の解除、当該土地等の買戻しその他の必要な措置を講ずるため、当該契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 当該土地等を盜難自動車等のヤード内自動車等関連事業の用に供してはならない旨

二 当該土地等が盜難自動車等のヤード内自動車等関連事業の用に供されることが判明し、又は供されたときは、催告することを要しない契約の解除、買戻

しその他の必要な措置を講ずることができる旨

(ヤードの視認性の確保)

第九条 ヤードを設置しようとする者及びヤードを使用しようとする者は、県民の平穏な生活を確保するため、公安委員会規則で定めるところにより、当該ヤードの内部を外部から見通すことができる構造とするよう努めなければならない。

(標識の掲示)

第十条 届出者は、公安委員会規則で定めるところにより、その届出に係るヤードごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の公安委員会規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(立入検査等)

第十一條 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に、ヤード内自動車等関連事業を行っていると認められる者の事務所、ヤードその他の施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることとする。

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外)

第十二条 この条例の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第七十八条第四項に規定する自動車分解整備事業者が分解整備（同法第四十九条第二項に規定する分解整備をいう。）としてヤード内自動車等関連事業を行うとき。

二 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第六条第一項に規定する撤去した自転車等を保管するとき。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者については、適用しない。

一 第三条 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第十七項に規定する関連事業者

二 第五条 古物営業法（昭和二十四年法律第二百八号）第十五条第三項の規定により警察官に申告しなければならない場合における古物商（同法第二条第三項に規定する古物商をいう。次項において同じ。）

3 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者が当該各号に定める報告をした事項、とつた措置又は記載をし、若しくは記録をした事項については、適用しない。

い。

一 第四条 使用済自動車の再資源化等に関する法律第九条第一項の規定により使用済自動車（同法第二条第二項に規定する使用済自動車をいう。以下この項において同じ。）を引き取らなければならぬ場合における引取業者（同法第二条第十一項に規定する引取業者をいう。次号において同じ。）、同法第十二条の規定により使用済自動車を引き取らなければならない場合におけるフロン類回収業者（同法第二条第十二項に規定するフロン類回収業者をいう。次号において同じ。）、同法第十五条の規定により使用済自動車を引き取らなければならない場合若しくは同法第十六条第六項の規定により使用済自動車を引き渡される場合における解体業者（同法第一条第十三項に規定する解体業者をいう。次号において同じ。）若しくは同法第十七条の規定により解体自動車（同法第二条第三項に規定する解体自動車をいう。次号において同じ。）を引き取らなければならぬ場合における破碎業者（同法第二条第十四項に規定する破碎業者をいう。次号において同じ。）が同法第八十一条第一項、第三項、第七項若しくは第十項の規定により情報管理センター（同法第一百十四条に規定する情報管理センターをいう。次号において同じ。）に報告した事項又は古物営業法第十五条第一項の規定により相手方の真偽を確認するために古物商がとつた措置二 第六条 使用済自動車の再資源化等に関する法律第九条第一項の規定により使用済自動車を引き渡さなければならぬ場合における引取業者、同法第十一条の規定により使用済自動車を引き取らなければならない場合若しくは同法第十四条の規定により使用済自動車を引き渡さなければならぬ場合におけるフロン類回収業者、同法第十五条の規定により使用済自動車を引き取らなければならない場合若しくは同法第六条第四項若しくは第六項の規定により解体自動車若しくは使用済自動車を引き渡さなければならぬ場合における解体業者若しくは同条第四項若しくは第七項において準用する同条第四項若しくは第六項の規定により解体自動車若しくは同法第十七条第四項若しくは第六項の規定により解体自動車を引き渡さなければならぬ場合若しくは同条第四項若しくは第六項（同条第七項においてこれららの規定を準用する場合を含む。）の規定により解体業者から解体自動車若しくは使用済自動車を引き渡される場合における他の解体業者若しくは同法第十七条若しくは第十八条第三項の規定により自動車を引き取らなければならぬ場合若しくは同条第二項若しくは第七項の規定により解体自動車を引き渡さなければならぬ場合における破碎業者若しくは同条第二項若しくは第七項の規定により破碎業者から解体自動車を引き渡される場合における他の破碎業者が同法第八十一条第一項から第三項まで、第

六項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定により情報管理センターに報告した事項又は古物営業法第十六条の規定により帳簿等に記載をし、若しくは電磁的方法により記録をしておかなければならない場合における古物商が記載をし、若しくは記録をした事項

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしてヤード内自動車等関連事業を行つた者

二 第六条第一項の規定による取引記録を作成せず、若しくは虚偽の取引記録を作成し、又は同条第二項の規定による保存をしなかつた者

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十六条 第七条に規定する名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十七条 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 ヤード内自動車等関連事業を行おうとする者は、この条例の施行の日前においても、第三条第一項の規定の例により、公安委員会に対し、届出を行うことがで

きる。

3 この条例の施行の際現にヤード内自動車等関連事業者である者については、第三条第一項に規定するヤード内自動車等関連事業を行おうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「令和二年九月三十日までに」とする。

4 この条例の施行の際現にヤード内自動車等関連事業者である者については、第七条及び第十条の規定は、令和二年九月三十日までの間は、適用しない。

令和二年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

ヤードにおける盗難自動車等の保管及び解体の状況に鑑み、県内のヤードにおける自動車等の適正な取扱いを確保するために必要な規制を行うことにより、自動車等の盗難の防止を図り、もつて県民の平穏な生活の確保に資することとしたいので、この案を提出するものである。